いすみ市空家等の適切な管理に関する条例（案）の意見募集について

題　　名	**いすみ市空家等の適切な管理に関する条例（案）**
根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法
案の公表日	**令和8年11月2日**
意見を募集する趣旨	人口減少や高齢化に伴い、市内では空家が年々増えています。管理が行き届かない空家は倒壊や雑草の繁茂などにより、周辺地域の住環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。 こうした状況や国の法改正を踏まえ、市では市民の皆様の安全で安心な暮らしを守るため、「いすみ市空家等の適切な管理に関する条例（案）」を作成しました。 この条例では、所有者の責務や空家の状態に応じた指導・勧告等の手続き、緊急安全措置などについて定めています。 条例の制定にあたり、市民の皆様から広くご意見、ご提案を頂きたく、次の方法でパブリックコメントの手続きを実施します。
計画等の案	**●いすみ市空家等の適切な管理に関する条例（案）**
	●いすみ市空家等の適切な管理に関する条例（案）の概要（次ページ以降：参照　全5ページ）
	上記資料は本ホームページ以外に次の場所で閲覧できます。
	いすみ市役所　大原庁舎　まちづくり課
	いすみ市役所　夷隅庁舎　地域市民班
	いすみ市役所　岬庁舎　地域市民班
意見募集期間	**令和8年（2026年）11月 2日から令和8年（2026年）11月30日まで**
意見提出先	**意見提出は、次の方法から選択してください。**
	●電子メール：kenchiku@city.isumi.lg.jp
	●FAX：0470-63-1252
	●**郵送**：〒298-8501　いすみ市大原7400-1 いすみ市役所　まちづくり課　空き家対策班
	●**持参**：いすみ市役所　まちづくり課　空き家対策班 または、夷隅・岬各庁舎　まで
	電話や来庁による口頭での御意見は、お受けできません。
	意見書の書式は自由ですが 、 意見書様式(エクセル版) 、意見書様式（PDF版）を準備しましたので、必要に応じてご活用ください。
	意見書には、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
意見を提出できる方の範囲	市内に住所を有する方、または在住、在勤、在学の方。 市内に事務所や事業所を有する個人及び法人その他の団体。 この案件の内容に利害関係のある方（個人、団体を問いません）。
結果の公表予定時期	令和 8年（2026年）12月中旬
問い合わせ先	**いすみ市役所　大原庁舎　まちづくり課　空き家対策班**
	電話：0470-62-1204
	FAX：0470-63-1252
そ　の　他	・お寄せいただいた意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
	・記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。 また、個人情報は個人情報の保護に関する法律に基づき厳重に保護・管理します。
	・意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。